

平成31年3月12日

諫早市長 宮本 明雄 様

諫早市入札監視委員会審議報告書・意見書

諫早市入札監視委員会

委員長 相田 雄二郎

目 次

1	はじめに	1
2	委員会の委員	1
3	平成28年度～平成30年度の公共工事の契約状況と審議対象	2
4	委員会の開催状況	2
	(1) 開催状況及び審議の内容	2
	(2) 審議内容	3
	① 審議案件の抽出	3
	② 指名停止の状況	5
5	前回までの提言等に対する市の対応状況等	5
6	審議結果	6
7	提言	6
	(1) 事後審査制度の導入による一般競争入札の拡大	6
	(2) 早期発注・平準化	6
	(3) 入札・契約制度の改善	7
8	終わりに	7

1 はじめに

入札及び契約制度については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格での入札、不正行為の排除の徹底といった観点のもと地方自治法に基づくとともに、特に公共工事については「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」などに沿って取り組むことが、発注者に求められている。

諫早市入札監視委員会は、平成21年2月に設置された第三者機関であり、前期までの「審議報告書・意見書」による意見や提言も踏まえ、現在任期にある第5期における委員会で、これまで審議した結果を以下のとおり報告するとともに、今後の入札及び契約制度の改善に向けて参考とされるよう提言する。

2 委員会の委員

諫早市入札監視委員会は、工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、5名の学識経験を有する委員（任期2年）で構成している。

現在の委員は5期目となり、委員構成は下記のとおりであり、委員の互選により委員長を選任した。

	氏名	職業
委員長	相田 雄二郎	中小企業診断士
委員長代理	森本 精一	弁護士
委員	大石 重男	警察OB
委員	菅原 良子	大学教授
委員	塚元 哲也	金融の専門家

※任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

3 平成28年度～平成30年度の公共工事の契約状況と審議対象

年度	契約件数	契約金額 (千円)			審議対象
平成 28年度	373件	8,644,192	上半期	172件	
			下半期	201件	第5期
平成 29年度	306件	5,682,216	上半期	130件	第5期
			下半期	176件	第5期
平成 30年度	138件 ※	2,704,631 ※	上半期	138件	第5期
			下半期		

※平成30年度 は上半期 (4～9月) の集計

4 委員会の開催状況

(1) 開催状況及び審議の内容

年度	開催日	内容
平成 28年度	平成28年11月29日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 報告1:公共工事の契約締結状況について 報告2:指名停止の状況について 報告3:契約事務手続きの徹底について 審議1:抽出事案の審議について (平成28年度上半期 (H28.4～H28.9) 172件) 審議2:報告・意見に関する協議
	平成29年2月28日 (第3回臨時会)	<ul style="list-style-type: none"> 「報告書・意見書」を市長へ提出
平成 29年度	平成29年5月29日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 報告1:公共工事の契約締結状況について 報告2:指名停止の状況について 審議1:抽出事案の審議について (平成28年度下半期 (H28.10～H29.3) 201件)
	平成29年11月20日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 報告1:公共工事の契約締結状況について 報告2:指名停止の状況について 審議1:抽出事案の審議について (平成29年度上半期 (H29.4～H29.9) 130件)

平成 30年度	平成30年5月30日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1:公共工事の契約締結状況について ・報告2:指名停止の状況について ・審議1:抽出事案の審議について (平成29年度下半期 (H29. 10~H30. 3) 176件)
	平成30年11月21日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1:公共工事の契約締結状況について ・報告2:指名停止の状況について ・審議1:抽出事案の審議について (平成30年度上半期 (H30. 4~H30. 9) 138件) ・審議2:報告・意見に関する協議
	平成31年3月12日 (第3回臨時会)	<ul style="list-style-type: none"> ・「報告書・意見書」を市長へ提出

※なお、本委員会については、非公開とし、議事概要は公開している。

(2) 審議内容

①審議案件の抽出

審議対象案件645件の中から各委員が抽出した事案計20案件について、抽出案件ごとの「事案説明書」及び「入札結果表」をもとに、入札参加資格の設定方法や理由、入札から契約における経過説明を受け質疑を行い、審議した。

【入札方式別】

対象期間 方法	審議案件数 (対象件数)					
	H28年度		H29年度		H30年度	計
	上半期 (172件)	下半期 (201件)	上半期 (130件)	下半期 (176件)	上半期 (138件)	
一般競争入札	1	1		3	3	7
指名競争入札	4	4	5	2	2	13
随意契約						
計 (件)	5	5	5	5	5	20

【工種別】

工種	対象期間	審議案件数 (対象件数)					計
		H28年度		H29年度		H30年度	
		上半期 (172件)	下半期 (201件)	上半期 (130件)	下半期 (176件)	上半期 (138件)	
土木一式		1	1	3	3	1	8
建築一式		1	1	1		2	4
電気							
管					1		1
ほ装		1	1			1	2
水道施設		1		1			1
その他		1	2		1	1	4
計 (件)		5	5	5	5	5	20

【抽出案件】

平成 29年度	第1回	市道本村杉谷線道路改良工事 ほか4件
	第2回	喜々津中学校屋内運動場吊天井外改修工事 ほか4件
平成 30年度	第1回	(仮称)久山港スポーツ施設整備工事(第2球場整備工事)ほか4件
	第2回	喜々津東小学校屋内運動場吊天井外改修工事 ほか4件

②指名停止の状況

審議対象期間中における指名停止措置状況の報告を受け、制度に沿った措置が行われたか確認した。

【指名停止措置件数】

区 分 指名停止理由	H28年度		H29年度		H30年度	計
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	
安全管理措置の不適切による工事事故		2	1	3		6
贈賄						
独占禁止法違反行為	1	1	1		6	17
競売入札妨害又は談合		1				1
不正又は不誠実な行為	1	1		2	1	4
その他（書面警告・口頭注意 等）				1		1
計	2	1	1	6	7	29

5 前回までの提言等に対する市の対応状況等

最低制限価格制度の運用については、粗悪工事の防止や地域の雇用確保と企業の健全経営を図る観点から、本市においても県内他自治体と同様、県が採用している「概ね90%」の設定で運用している。これまでのところ県内で大きな動きはなく、今後も県内他自治体の動向を注視していく必要がある。

総合評価落札方式の活用については、平成30年度に高度技術提案型で1件実施している。ただし、本制度の活用が見込める工事案件はごく稀であり、今後の採用は見通せない状況にある。

一般競争入札の拡大については、指名競争入札と比較して、より競争性を確保できることから更なる拡大を目指す必要があり、手続きに係る事務量や処理日数の増加などのデメリットを解消するための検討を継続して行なっている。

企業評価の公表については、評価点を一般競争入札にも活用することで、競争性や業者選定の透明性・公平性を高めることが期待できることから、早期の公表に向けて準備作業を行なっている。

6 審議結果

上記のとおり審議した結果、関係法令や各種要綱・要領等に沿った適正な入札事務が執行されていることを確認したので報告する。

7 提言

(1) 事後審査制度の導入による一般競争入札の拡大

制限付き一般競争入札は、入札参加意欲のある者が多数参加できることから、案件によっては参加者が30を超える事例もあり、また、指名競争入札と比較しても落札率が低くなる傾向にあることから、より競争性を確保できることが期待できる。

しかしながら、手続きに係る事務量の増加や処理日数を要するなどのデメリットがあり、一般競争入札の拡大が進まない一因となっている。これらの解消を図るため、入札参加資格の事後審査制度の導入などの制度設計を検討いただきたい。

また、企業の施工能力や信用力に加えて、地域への貢献度、工事成績が優良である企業の優遇など、企業活動に対する評価を参加資格要件に盛り込むことで、より地域に密着した優良企業が参加できる方策も併せて検討していただきたい。

(2) 早期発注・平準化

公共工事の発注時期の偏りは、入札参加者辞退の増加に起因する入札不調や高落札率に繋がり、企業の人材や資機材の効率的な活用の妨げにもなることから、手持ち工事量が少ない年度当初の早期発注や年間を通じた計画的な発注に努めることが重要である。

そのため、業者が年間を通じて計画的に施工体制を確保することができるよう次の3点に取り組んでいただきたい。

① 年度当初に公表する建設工事の発注計画を計画通りに執行することに注力すること。

② 債務負担行為の積極的な活用

③ 繰越制度の適切な活用

以上3点に取り組むことにより早期発注・平準化を進めていただきたい。

(3) 入札・契約制度の改善

公共工事は、市経済の活性化や雇用の確保等にも大きく貢献していることから、引き続き本市の実情に応じた入札制度の改善と効率的な運用に努める必要がある。

現在、市における競争入札参加資格は、建設業法・経営事項審査における経営審査点数による「客観的事項」と、本市において独自に設定している「主観的事項」の点数により企業の評価・格付けを行い、指名競争入札時の業者選定を行っているが、評価の公表には至っていない。

そのため、前回当委員会より「主観的事項の公表」を提言し、事務局においてその準備作業が進んでいるところである。評価点数の公表は、業者の目標を明確化し資質向上にも繋がり、また、指名競争入札のみならず一般競争入札においても有効活用することで、本市における業者選定の透明性・公平性の確保や競争性の向上に結びつくものであることから、評価の公表に向けた早急な検討を望むものである。

8 終わりに

最後に、本委員会での意見を反映することにより、今後とも市が透明性の高い、公正で適正な入札及び契約事務に取り組み、適正価格での契約の推進が図られることを望むものである。